

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1	審議会名	第125回安曇野市土地利用審議会
2	日 時	令和5年4月20日（木）午前10時25分から午前11時35分まで
3	会 場	安曇野市役所
4	出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5	市側出席者	今吉都市建設部長 山田課長、由井係長、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 高木課長、高山課長補佐（建築住宅課）
6	公開・非公開の別	非公開
7	非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8	会議概要作成年月日	令和5年4月21日

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 会長選出・あいさつ
- (4) 職務代理者指名
- (5) 報告事項
- (6) 意見聴取
- (7) その他
- (8) 閉会

2 議事概要

(1) 報告事項

- ・第124回土地利用審議会議事録について

○ 誤り等のないことを確認した。

(2) 土地利用条例の概要と運用状況について

資料説明（事務局）

○ 条例の面積要件の中に「概ね」という表記があるが、どの程度の範囲か。

→ 「概ね」については、過去の土地利用審議会で協議されており、プラスマイナス1割までを概ねの範囲として運用している。例えば田園環境区域の住宅系であれば、最低敷地面積を概ね300㎡以上とするよう基本計画に記載しているが、やむを得ず300㎡を確保出来ない場合には、270㎡以上の土地であれば、概ね300㎡の範囲として捉えるという運用を行っている。

○ 他になにかあるか。

この他、不明な点については、随時、事務局に問合せいただければと思う。

(3) 意見聴取

- ・案件（1）

資料説明（事務局）

○ 分譲地内の緑地の所有者は誰になるのか、また、管理はどのようにされるのか。
→ 当緑地は都市計画法上の法定緑地となる。市が所有者となり、管理協定を結んだ分譲地の居住者が管理を行う予定である。

○ 区画の購入者には緑地の管理についての了承を求めるのか。

→ 緑地の管理が居住の条件になると思われる。

○ 計画地南東に2項道路があるが、計画地への通行に使用される可能性はあるのか。
また、雨水について、浸透枳による浸透処理を指導すると思うが、当該地域のような地下水水位の高い場所で効果が十分に発揮されるのか。

→ 2項道路の取り扱いについて、市道認定等はされておらず、隣接する住宅の接道として利用されている状況のため、区画の居住者が車の乗り入れで利用するのは難しいと思われるが、赤線のため人が往来する可能性はある。

雨水処理については、提案書の提出の際に、十分な雨水浸透処理が確認できる計算書の提出がされており、問題ないと思われる。

○ 他にあるか。なければ、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

・案件（2）

資料説明（事務局）

○ 開発予定地の南側市道と東側道路との交差点部分について、特に左折時には鋭角となるが、開発にあたって交通対策等は必要になるのか。

→ 開発許可を伴わない開発のため公安等の交差点協議はされていないが、事業者には安全対策についての確認をさせていただく。

○ 宅延を利用した開発とする理由はなにか。また、区画によっては隣接する東側道路からの出入りも可能だと思うが、接道としての利用等は考えていないのか。

→ 上下水道の埋設が南側市道にしかないため、宅延を利用して上下水道の取出しを行う計画となったと推察される。

また、東側道路からの直接の出入りについては、現況写真でも確認できるが、道路と開発予定地との高低差の問題や、縁石や歩道を介しての出入りとなることから、歩行者への安全配慮等も踏まえて南側市道への乗り入れを検討したものと思われる。

○ 他にあるか。なければ、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。

○ よい。

（4）その他

・年間予定（案）について（事務局）

・次回審議会日程について（事務局）

以上